

## 全国シェルターシンポジウム報告

### 「性暴力禁止法の制定に向けて つながる 変える 女性・子どもに対する暴力のない地域に」

11月1日(土)、2日(日) 山口県宇部市

一日目は、基調講演とシンポジウムが行われ、基調講演では、元参議院議員で元法務大臣の南野知恵子さんが「DV防止法から性暴力禁止法へー リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点から」と題して、議員の仕事は立法にありとの思いでDV防止法制定・改正等に関わってこられた経験から、立法現場における作業プロセスや、性暴力に関する状況等も含めてお話をされました。その後のシンポジウムでは、お茶の水女子大学名誉教授の戒能民江さんをコーディネーターに、前述の南野知恵子さん、産婦人科医師の河野美代子さん、精神科医師の竹下小夜子さん、NPO 法人ハーティー仙台の八幡悦子さんをパネリストとして、それぞれの活動から報告をされました。

二日目は、午前午後と各7つずつの分科会が開催されました。私は、午前中は、NPO 法人さんかくナビが担当した「青年期・思春期の性虐待・性暴力被害当事者をどう支える? ~シェルター・専門機関のネットワークの構築に向けて~」に参加。さんかくナビ・群馬大学講師の長安めぐみさんが司会をし、特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会代表理事の井上摩耶子さん、社会福祉法人婦人保護施設いずみ寮施設長の横田千代子さん、倉敷児童相談所の薬師寺真さんを発題者に、それぞれの活動報告の後、会場からの質問を受けて活発な質疑が行われました。

井上摩耶子さんからは、これまでの活動や裁判事例から、社会福祉の現場、困った人の現場で、本当に心のケア、心理的回復がない。これまで臨床心理が、カウンセリングルームの中だけで、内省をして自分自身を変えることで問題解決をするアプローチしかとってこなかったが、性暴力やDVというのは、被害者がいくら自分のことを考えても問題解決にならない。自分たちは、個人的な問題は政治的な問題であるとの根本理念を持ち、DV 被害者や性暴力被害者の問題は彼女にあるのではなく、加害者にあるという立場にたってカウンセリングをしているとの報告がありました。

横田千代子さんからは、「売春防止法」を根拠法として設立された婦人保護施設の昨年度の全国の利用率は25.8%。利用率は減少しているが、実際に保護すべき数が減っているわけではない。設立当時は重度の知的障害者が多かったが、現在では軽度の知的障害者が40%で大卒の人もおり、社会的問題が背景にあることで、安易に性的搾取の構造に巻き込まれている。貧困と差別と搾取により女性が被害を受ける状況は変わっていない。売春防止法ではなく、もっと女性の人権を照らし合わせた法律を作るべきとの報告がありました。

薬師寺真さんからは、児童相談所での経験から、子ども中心に対応法を整備することが必要。虐待は親権中心であり、DVは当事者中心。子ども中心とは、子どもを優先して、母子を基点で支援すること。DVや虐待の問題は、家族内や夫婦間の問題ではない、力がある人が弱いものから搾取する。力を行使して、その人たちから奪い取り、劣等感を植え付けていくことによって、尊厳を踏みにじる行為である。支援には、当事者参画が必要。性暴力加害者は除くが、当事者である子どもや親が参画して支援方法を探ることで、本当の意味での支援につながるのとのことでした。

午後に参加した分科会では、性暴力禁止法の制定に向けての各党の国会議員や地方議員から取組状況の報告を受け、現場で支援活動をする参加者との活発な意見交換の後、最後の全体会議において、共同アピールをとりまとめて終了しました。

今回初めて出席させていただきましたが、行政との関わりや、台湾やマレーシアなど海外での先進的な取組みなど、多くの興味深い分科会がありました。DV や性暴力被害者支援については、個別具体的に深く取り組む課題であることはもちろん、様々な分野が協力すべき課題であり、国際基準に沿った人権確立の視点からのアプローチも必要だと改めて思いました。今後も継続的に学び活動して参ります。

(文責: 木口京子)